

い哉、名義の紊壊すること。今や丕新の治を求む、宜しく速に大體の在る所、大權の繋る所を明にし、毫も假すべからず。抑、臣等居る所は、即天子の土、臣等牧する所は、即天子の民なり。安ぞ私有すべけんや、今謹みて其版籍を収めて、之を上る。

(十五) 僧月照辭世の歌

△大君の爲めには何か惜しからむ

薩摩の瀬戸に身は沈むとも

薩の西郷吉之助は清水寺の僧月照を助けて京師を去り、薩摩に下りしも當時幕府の偵察嚴にして、身を置くに所なきを以て、船を出して相抱いて海に投せしが舟人に救はれ、吉之助は蘇したれど月照は歸らず。嗚呼此の如く忠君愛國の志氣に富み、死を以て榮とする我大和民族の精神に對しては幕府も又如何ともすること能はざるなり。

(十六) 西郷隆盛が私學校内に手書せる二綱領二箇條

- 一、道同く義協ふを以て暗に集合す。乃ち益々其理を研究し道義に於ては一身を顧みず踐行すへし。
- 二、王を尊び民を憐むは學問の本旨たり。乃ち此理を究め王事民義に於ては一意難に當り必ず一同の義を立つべし。

(十七) 孝明天皇の御聖徳

ペルリ來りて外交の事朝野の問題となるや天皇深く之を憂ひ給ひ、幕府に命じて一々奉上せしめ給ひ、又御親ら齋戒沐浴して食を絶ち毎夜中庭に出で、清鷹の上に坐し身を以て國難に代らんことを祈らせ給へり。天皇仁慈の御心厚く文久元年物價騰貴して民困究するも

多きや、特に詔して、黄金五十枚を出して山城國內の貧民に分ち與へしめ、且つ幕府に詔して宣はく、民は國の本なり。民の窮するは罪朕が一身にあり。仍て先づ内帑を發して當國の爲に分てり幕府も亦朕が意を体して偏ねく貧民を賑はすべしと當時御料は甚だ乏しく時には一錢の儲へなくして新年を迎へられし事ありしほどなりしも天皇少しも意とし給はず常に大御心を民草の上へのみ留めさせ給ふ。

天皇の御製に曰く

ぬげ玉のよすがら冬の寒さにもつれて思ふは國民のこと

天皇又臣下を愛し給ふこと深く後宮より珍しき食品等を奉ることあれば必ず命じて公卿に分たせ給ふ。此を以て公卿も家に珍しき物あれば必之を奉るを常とし、君臣の間常に和氣霽々たるものあり、獨り公卿のみならず、幕府の置ける京都守護の如きも之を待遇し給ふこと厚く守護松平容保の病篤かりし時の如きは御親ら其平癒を内侍所に祈らせ給ひしことあり。會津の君臣之を聞きて一同感涙に咽べり。天皇又言路の杜絶して上下の情通せざることを憂ひ、文久三年二月には、詔して公卿諸侯の臣又は草莽の士と雖も學習院に出頭して時事を上言することを得しめ、常に心を國事にのみ留めさせ給ふ。天皇性温厚におはしますも大事に至りては決して動し給はず。元治蛤門の變の如きは飛丸宮闕を掠むるに至り外に伺候せる公卿の従士等は危険に堪へずして正殿の方へ逃走し來り、公卿も殿庭に飛下り混雜者狀すべからざる程なりしも天皇は泰然として心も動かし給はず。御手に持たせ給ひし茶碗一つも離させ給はず、徐ろに茶を啜り給ひてあわて騒ぐものも制し給へり。安政元年に魯西二の軍艦數隻大阪天保山沖に入るや、京都大に騷擾し、公卿或は叡山に逃げ給ふべきを奏す

るものあり天皇微笑して宣はく洋夷無状と雖も豈禁闕を犯さんやと毫も意に介し給はず。公卿も皆人君たるの度量に富ませ給ふに感服し奉れり。

(十八) 松下禪尼(儉徳)

時頼既に立ちて執權となるや、禪尼は一日其居に時頼を招いて之を饗せんと欲す。適に其部屋障子破れたるあり、彼女乃ち自ら紙を剪りて之を繕ふ。時に彼女の兄安達義景來りて之を見、彼女に謂て曰く「まだらの繕ひ見苦しくお在さずや、その悉く剪り去り、張り換へ給ふべし。且つかゝる事は、之を自らし給はずとも誰れかに命せ付け候へかし」と。彼長は聞くより義景に向ひて曰く、「否などよ、凡そ物は小破の時に繕へば、大破とならずして済むなり。これ立のこ、何ぞ家人を煩はさむ」と義景爲に言なくして去りぬあ、彼女がこの一言、實に彼女が性格を遺憾なく發揮したるものと云ふべきなり。

宜なる哉、時頼が質素儉約を旨として天下に臨み、以て北條九代中に於て特に名執權の名を得たることや

△際間洩る風をふせぎし老松の 此下庵もゆるがざりけり

(十九) 楠正成の妻の教訓

忠孝両全を云ふもの必ず小楠公正行を稱せざるはなし。而して正行の此名あるや、これ實に彼が母の教訓に基くこと亦大なり。正成兵庫に戦死し、尊氏其の首を河内に送るや、正行見て悲哀禁せず、持佛堂に入りて將に自害せんとす。此時に於ける母の教訓は、如何に正行の肝膽に銘せしなるよ。曰く「せんだんは二葉より芳しといへり。汝幼くとも、父の子ならば

是程の理に迷ふべしや。小心(コエコロ)にもよく、事のさまを思ひて見よかし。故判官が兵庫へ向ひし時、汝を櫻井の宿より返し留めしことは、亡き跡を弔はせんためにあらず。腹を切れとて残し置きしにもあらず。われ、縦令運命盡きて、戰場に命を失ふとも、君何處にも御座ありと承はらば、死に残りたらん一族若黨共をも扶持し置き、今一度軍を起し、御敵を滅して、君を御代にも立て進らせよといひ置きし處なり。其遺言具さに聞きて我にも語りしものが、何時の程に忘れけるぞや。かくては名を失ひはて、君の御用に立ち進らんことあるべしとも覺えず。云々……(太平記)

あゝ一語は一語よりも重し。正行の大に悔悟せしも亦故ある哉。正行是より苟且(カウジ)の遊戯にも朝敵追討の眞似事を爲し、遂に成長の後は、尊氏をして恐怖せしめ後村上帝より又……：朕汝ヲ以テ股肱トス。との有り難き詔旨さへ蒙るに至りたるなり。これ畢竟彼女が教訓の力ならずんばあらず。

(廿) 憲法發布と諸法規贈位大赦等

二十二年二月十一日、天皇陛下は憲法發布と同時に皇室典範、及議院法、衆議院議員選舉法會計法、貴族院令等を發布し給ふ。此日陛下は伊勢大廟等に勅使を發して奉告し給ひ、又故岩倉具視、島津久光、毛利敬親、山内豊信、鍋島直正、木戸孝允の墓へも勅使を遣はして申告し給ひ、故西郷隆盛は賊名を除きて正三位を贈り、故藤田東湖、佐久間象山、吉田松陰に正四位を贈り給ひ各府縣下八十才以上の老人には金を賜ふ、又大赦令を發せられて國事犯及言語文章を以て罪を得たるものを悉く赦し給ふ。

(廿一) 大久保利通 (征臺の役の後仕末)

一五四

既にして支那政府は征臺の事を以て不當と爲し抗言す。八月利通勅を奉じて全權辦理大臣となり、清國に趣く。勅語に曰く、此節清國使命の儀は不容易大任苦勞に候へども素より國家の重事汝其任に克ゆるを信要す。宜しく朕が意を體し盡力あるべし。

甲東(利通の号)總理衙門に至りて談判を開く、論辯數次決せず。利通怒りて將に旗を捲いて歸らんとす。英公使ウエード衙門の囑により其間に周旋し、終に五十萬兩を我に償ふを議決す。十一月東京に歸るや、都下の民家毎に國旗を掲げて利通の歸朝を祝す。天皇優詔を下して其の功を賞す。曰く、汝利通臺灣蕃地の舉あるや清國と大に葛藤を生するに方り辦理大臣の重任を奉し往て其事を理せしむ汝克く朕が旨を體して反覆論遂に能く國權を全ふし交誼を保存せしむ。是一に汝が誠心を盡し義を執て撓まざるの致す所なり帝に朕が心を安するのみならず實に兆庶の慶福たり其功大なりと謂ふ可し朕深く之を嘉尚す。

利通北京を去りて、通州より天津に下る船中一詩を賦して曰く

奉勅單航向北京

黑煙堆裏蹴波行

和成忽下通州水

間臥篷窓夢自平

至誠奉公よく其目的を達したる時の心情遺憾なく發揮せられた

(廿二) 山縣内閣改正條約實施の詔勅中に曰く

(明治卅二年) 六月

朕が年來の宿望たる條約の改訂は規畫を悉し交渉を累ねて竟に締盟各國と妥協を遂ぐるに

至る、茲に其の實施の期に迫ひて帝國の責任重きを加ふると共に列國の和親愈々其の基礎を鞏ふれたるは朕が中心の欣榮とする所なり。

朕は忠實公に奉するに厚き臣民の深く朕が意を体して開國の國是に恪遵し億兆心を一にして善く遠人に交り國民の品位を保ち帝國の光輝を發揚するに努めんことを庶幾ふ。

安政五年正月亞米利加條約書

第六條 日本人に對し法を犯せし亞米利加人は亞米利加コンシユル裁判所にて吟味の上亞米利加の法度を以て罰すべし。亞米利加人に對し法を犯したる日本人は日本役人糺の上日本の法度を以て罰すべし。

第十三條 今より凡百七十一ヶ月の後(即千八百七十二年七月四日に當る)雙方政府の存意を以て兩國の内より一ヶ年前より通達し此條約並神奈川條約の内存し置箇條及此書に添たる別冊ともに雙方委任の官人實檢の上談判を盡し補ひ或は改る事を得べし。

△而して我が二五三二年(明治五年七月四日)は改正の期なり。

△輸 入 税

第十四條 右條約の趣は來る來年六月五日(千八百五十九年七月四日)より執行すべし。

千八百五十九年七月四日(安政六年六月)を以て神奈川、長崎函館の三港を開き同六十一年一月一日(萬延元年十一月)を以て新潟を開き同六十三年一月一日(文久二年十二月)を以て江戸、大阪並に兵庫(神戸)を開くべきことを約せしも國內の事情の爲に己むを得ざるに至り文久元年安藤對馬守の時幕府が兩港新潟兵庫兩都江戸大阪開市延期の議を提出するや、

英國は第一に千八百六十八年一月一日(慶應三年十二月)迄延期の代りに輸入税率を減ずる事を提議し製造物品を五分に減せり(前條約輸入品は無税品、五歩、三割五分、二割に分ち輸出五分とせり、而して最惠國條款によりて各國皆之が利益に均霑するに至りしかば我國には多大の損害を被り、斯くてハルリスの苦心水泡に歸したり。馬關償金後は尙輸入税を減せられて平均五分以下に至れり。

大使(岩倉)の一行、米國に至れば、諸處に歓迎し、その大統領「グラント」は直に改約すべきを、我に勸諭し、其國會は下の關の償金を返付せんことを議決したり……云々

岩倉大使歐米廻覽

外國條約は、幕府一時の假に成り、十四年の後の改正を期す。

其間攘夷論沸騰し、幕府の政治、列藩志士の激昂を制する能はず。爲に多く我威信を損し、屢々外人に詰責せられ、償金を與へ、關稅を緩くし常に彼に讓る所あり。薩長の強を稱する者も、彼に汗辱せられ、遂に對等の平權を失ふ。世人亦彼居留の徒が、傲然治外と號し、往々我國法に服せざるを憚む。五年(西曆一八七二)は、其條約改正の期にあたる。故に四年の秋、右大臣外務卿岩倉具視、特命全權大使となり、木戸、大久保と出でて歐米締盟の各國を巡曆し、以て我政體の變革を告げ、條約の改正を謀る。

上 輪 に

條約改正の期は、即に通りて一年餘を出でず、朕は大に之を改正し我國をして各國と對等の位置を保たしめ、其權利と其實益とを全ふせんことを思ふ。然れども、朕が國土の文物制度、

亦頗外國と異なるものあり、朕は直に條約改正の事を成就することを望まず、將に各國の典章を考査し、其最も朕が國土に適するもの擇び、徐に我政治と風俗とを改善せしめんとす、是を以て今使節を派し、改善の手段を商業せしむ。

(廿三)明治廿五年四月明治天皇の内詔

岩倉大使。副島。寺島。井上。大隈。青木。榎本。等數回或は全体に或は國別に談判を開始して改正を企てたれど皆失敗に歸し國民の遺憾愈々深まりたり。此の爲内詔を仰ぐに至れり。朕即位以來、内治百般の事粗其緒に就くも、外政未だ擧らざる者あり惟ふに條約改正は、中興の鴻業に隨伴し、國權の大本に關係す、朕は我臣民と俱に條約改正の成局を望む切なり。

時恰かも松方内閣たりしも廿五年八月辭職せしを以て奉行の暇なし。

(廿四)參議大久保利通の凶變に付各地方官へ勅諭

昨日大久保參議の凶變あるや、朕深く股肱の良臣を失ふを悼む。國家の不幸之れに過るなし。汝等能く朕か旨を體し益々勉勵し治民の職を盡せ

(廿五)大藏卿伊達宗城を清國へ遣はす詔

我國清國と壤土隣を爲す宜しく親交往來すべし。爰に爾宗城を以て欽差大臣と爲し清國に往き隣好を修め條約を訂して委するに全權を以てし便宜事を行はしむ。爾宗城其能く兩國の好を爲し以て朕が望に副へよ。

(廿六) 露國皇太子御遭難に際し總理大臣松方正義に賜はり

し勅諭

(明治二十四年五月十一日)

今次 朕が敬愛する露國皇太子殿下來遊せらるゝに付朕及朕が政府及臣民は國賓の大禮を以て歡迎せんとするに際し圖らざりき途大津に於て難に遭はせらるゝの警報に接したるは殊に朕が痛惜に勝へざる所なり。亟かに暴行者を處罰し善隣の好誼を毀傷することなく以て朕が意を休せしめよ。

(廿七) 清國に對する宣戰の詔勅

(明治二十七年八月一日)

天佑を保全し萬世一系の皇祚を踐める大日本帝國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す。朕茲に清國に對して戰を宣す。朕が百僚有司は宜く 朕が意を體し陸上に海面に清國に對して交戰の事に従ひ以て國家の目的を達するに努力すべし苟も國際法に戻らざる限り各々權能に應じて一切の手段を盡すに於て必ず遺漏なからむことを期せよ。惟ふに 朕が即位以來茲に二十有餘年文明の化を平和の治に求め事を外國に構ふるの極めて不可なるを信し有司をして常に友邦の誼を篤くするに努力せしめ幸に列國の交際は年を逐ふて親密を加ふ何ぞ料らむ清國の朝鮮事件に於ける我に對して着々隣交に戻り信義を失するの擧に出でんとは 朝鮮は帝國が其の始に啓誘して列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國たり而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に其の内政に干涉し其内亂あるに於て口を屬邦の極難に藉き兵を朝鮮に出したり。朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たしめ以て東洋全局の

平和を維持せむと欲し先づ清國に告ぐるに協同事に従はむことを以てしたるに清國は翻て種々の辭柄を設け之を拒みたり帝國は是に於て朝鮮に勸むるに其批政を蓋革し内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせむことを以てしたるに朝鮮は既に之を肯諾したるも清國は終始陰に居て百方其の目的を妨礙し剩へ辭を左右に託し時機を緩にし以て其の大陸の兵備を整へ一旦成るを告ぐるや直に其の力を以て其の欲望を達せむとし更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要撃し殆ど亡狀を極めたり。則ち清國の計圖たる明に朝鮮國治安の責をして歸する所あらざらしめ帝國が率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位は之を表示するの條約と共に之を蒙晦に付し以て帝國の權利利益を損傷し以て東洋の平和をして永く擔保なからしむるに存するや疑ふべからず熟々其の爲す所に就て深く其の謀計の存する所を揣るに實に始めより平和を犠牲として其の非望を遂けむとするものと謂はざるべからず事既に茲に至る 朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに専なりと雖も亦公に戰を宣せざるを得ざるなり汝有衆の忠實勇武に倚頼し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせむことを期す。

(廿八) 露國に對する宣戰の詔勅

(明治三十七年二月十日)

天佑を保全し萬世一系の皇祚を踐める大日本帝國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す。朕茲に露國に對して戰を宣す。朕が陸海軍は宜く全力を極めて露國と交戰の事に従ふべく朕が百僚有司は宜く各々其職務に率ひ其權能に應じて國家の目的を達するに努力すべし凡そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡し遺算なからむことを期せよ惟ふに文明を平和に

求め列國と友誼を篤くして以て東洋の治安を永遠に維持し各國の權利利益を損傷せずして永く帝國の安全を將來に保障すべき事態を確立するは、朕夙に以て國交の要義と爲し且暮敢て違はざらむことを期す。朕が有司も亦能く、朕が意を體して事に従ひ列國との關係年を逐ふて益々親厚に赴くを見る今不幸にして露國と釁端を開くに至る豈朕が志ならむや。帝國の重を韓國の保全に置くや一日の故に非ず是れ兩國累世の關係に因るのみならず韓國の存亡は實に帝國安危の繫る所たればなり然るに露國は其の清國との明約及び列國に對する累次の宣言に拘はらぬ依然滿州に占據し益々其の地歩を鞏固にして終に之を併呑せんとす若し滿州にして露國の領有に歸せんか乎韓國の保全は支持するに由なく極東の平和亦素より望むべからず故に朕は此の機に際し切に妥協に由て時局を解決し以て平和を恒久に維持せむことを期し有司をして露國に提議し半歳の久しきに亘りて屢次折衝を重ねしめたるも露國は一も交讓の精神を以て之を迎へず曠日彌久徒に時局の解決を遷延せしめ陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備を増大し以て我を屈從せしめんとす凡そ露國が始より平和を好愛するの誠意なるもの毫も認るに由なし露國は既に帝國の提議を容れず韓國の安全は方に危急に瀕し帝國の國利は將に侵迫せられむとす事既に茲に至る帝國が平和の交渉に依り求めむとしたる將來の保障は今日之を旗幟の間に求むるの外なし、朕は汝有衆の忠實勇武なるに倚賴し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を保全せむことを期す。

(廿九)

明治卅五年  
年編詰

日英同盟

(一名防禦條約)

該條約文は下の如し。

日本國政府及大不列顛政府は、偏に極東に於て現状及全局の平和を維持する事を希望し、且つ清帝國及韓帝國の獨立と領土保全とを維持すること、二國に於て各國の商工業をして均等の機會を得せしむる事に關し、特に利益關係を有するを以て、茲に左の如く條約せり。

第一條 兩締盟國は相互に清國及韓國の獨立を承認したるを以て、該二國の孰れに於ても全然侵略的趨向に制せらるゝことなきを聲名す。然れども、兩締盟國の特別なる利益に鑑みて、即其利益たる大不列顛國に取りては主として清國に關し、又日本國に取りては清國に於て有する者に加ふるに、韓國に於て政治上並に商業上及工業上、格段に利益を有するを以て若、右等の利益にして別國の侵略的行動により、若くは干渉を要すべき騷擾の發生に因りて侵迫せられたる場合には、兩締約國の孰も、該利益を擁護する爲に、必要缺くべからざる措置を執り得べきことを承認す。

第二條 若、日本國又は大不列顛國の各一方が、上記各自の利益を防護するに於て、別國と戰端を開くに至りたる時は、他の一方の締約國は嚴正中立を守り、併せて其同盟國に對して他國が交戦に加はるを妨ぐることに努むべし。

第三條 上記の場合に於て、尙ほ他の一國又は數國が、該同盟國に對して交戦に加はる時は他の締約國は來りて援助を與へ、協同戰闘に當るべく、媾和も亦該同盟國、相互合意の上に於て之を爲すべし。

第四條 兩締約國は孰にても他一方と協議を経ずして、他國と上記の利益を害すべき別約を爲さざるべきことを協定す。

第五條 日本國若くは大不列顛國に於て、上記の利益が危殆に迫れりと認むる時は、兩國政府は、相互に、充分に、且隔意なく通告すべし。

第六條 本協約は、調印の日より直に實施し、該期日より五ヶ年間効力を有するものとす。若し右五ヶ年の終了に至る十二ヶ月前に締約國の孰にても、本協約を廢止するの意志を表白したる當日より、一箇年の終了に至る迄は、引續き効力を有するものとす。然れども、右終了期日に至り、同盟國の一方が現に交戦中なる時は、本同盟國は媾和結了に至る迄は、當然繼續するものとす。

### (卅) 滿州撤兵の條約

第一條 全露西亞皇帝は其平和を愛するの念、及び大清國皇帝に對する交誼の新證據を彰明せんことを願ひ、曩に露國臣民に對する攻撃は、先滿州交界の各地より起れるの事實を不問に附し茲に該地方の復立を承諾し、露國軍隊占領以前の如く、統治及行政の權を清國政府に還附す。

第二條 清國政府は滿州に於ける統治及行政權を收復するに方り、千八百九十六年八月、露清銀行と締結せる契約の期限並に其他條款の堅守を確認し、又該契約第五條に遵ひ、鐵道及其職員を極力保護するの義務を負擔し、又均く滿州在留の一般露國臣民及其創設に係る事業の安固を擁護するの責務を承認す。清國政府に於て上記の義務を負擔したるに因り、露國政府は、變亂の起ること無く、且他國に妨礙せられざるに於ては、左の方法を以て滿州駐屯の軍隊を漸次撤退するを承諾す。

(一) 本協約調印後六ヶ月間に、盛京省西南部遼河に至る地方の露國軍隊を撤退し、且鐵道を清國に還附すること。

(二) 次の六ヶ月間に盛京省殘部及吉林省に於ける露國軍隊を撤退すること。

(三) 又其次の六ヶ月間に於て黑龍江省所在の露國軍隊を撤退すること。

桂内閣と政友會、三十五年、露人の滿州(東三省)蟠踞、朝鮮窺竄の情報、日を経て愈其虛實を審にしければ、桂内閣は海軍第三期擴張の財源に充つるが爲に地租増徴繼續案を奏請し、卅六年度より四十六年度に渉る十一箇年の繼續費目として、總額一億萬圓を計上し、戰闘艦巡洋艦、水雷艇等、約八萬噸の海軍力を増加せんとする豫算を立て、以て第十七議會に臨み、伊藤侯爵は桂の行動に嫌焉たりしかば、之を聞き窃に政友會總裁西園寺、憲政本黨總理大隈と會見し、政府の増徴繼續案の非を説く、(大隈曰く、伊藤侯にして今政府に反對す、政府猶反對者を國賊と呼ぶかど)故を以て増徴案は衆議院に敗れ、桂は其の解散を爲す。

### (卅一) ポーツマス條約

三十五年十二月

第一條 大日本國皇帝陛下と全露西亞國皇帝陛下との間、及兩國並びに兩國臣民の間に、將來平和及親睦あるべし。

第二條 露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政治上、軍事上、及經濟上の卓絶なる利益を有することを承諾し、日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護、及監理の措置を執るに方り、之を阻礙し、又は之に干渉せざることを約す。韓國に於ける露西亞國臣民

は、他の外國の臣民又は人民と同然同様に待遇せらるるべく、換言すれば、最惠國の臣民、又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし。兩締約國は、一切誤解の原因を避けんが爲、露韓兩國の國境に於ては、露國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上措地を執らざることに同意す。

第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す

一 本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ、遼東半島租借權が、其効力を及ぼす地域以外の滿州より、全然且同時に撤兵すること。

二 前記地域を除くの外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し、又は其の監理の下に在る滿州全部を擧げて、全然清國專屬の行政に還附すること。

露西亞帝國政府は、清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的、若しくは專屬的讓與を、滿州に於て有せざることを聲明す。

第四條 日本國及露西亞國は、清國が滿州の商工業を發達せしむが爲、列國に共通す一般の措地を執るに方り、之を阻礙せざる事を互に約す。

第五條 露西亞帝國政府は、清國政府の承諾を以て、旅順口、大連並びに其附近の領土、領水の租借權及該租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す。露西亞帝國政府は又前記租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物、及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。兩締約國は、前記規定に係りては、清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

#### 第六條

露西亞帝國政府は、長春(寬城子)旅順口間の鐵道及其の一切の支線、並に同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産、又同地方に於て該鐵道に屬し或は其の利益の爲に經營せらるる一切の炭坑を、補償を受くることなく且清國政府の承諾を以て、日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。兩締約國は、前記規定に係りては、清國政府の承諾を得べき事を互に約す。

#### 第七條

日本國及露西亞國は滿州に於ける各自の鐵道を、全く商工業の目的に限り經營し、決して軍略の目的を以て經營せざることを約す。但該制限は、遼東半島租借權が其効力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用らるものと知るべし。

#### 第八條

日本帝國政府及露西亞帝國政府は交通及運輸を増進し且之を便易ならしむるの目的を以て滿州に於ける其の接續鐵道業務を規定せむが爲成るべく速に別約を締結すべし

#### 第九條

露西亞帝國政府は、薩哈連島南部及其の附近に於ける一切の島嶼、並に該地方に於ける一切の公共營造物、及財産を、完全なる主權と共に、永遠日本帝國政府に讓與す。其の讓與地域の北方境界は、北緯五十度と定む(以下省略)

(ポーツマス條約の中、清國の承諾を得べき條項は、別に協商を北京に行はれ、東三省の商工業につき、委細の約款を定めたり)

#### (廿二) 日英同盟の擴張(攻守同盟)

日本政府及大不列顛國政府は、一千九百二年一月三十日、兩國政府間に締結せる協約に代ふるに新約款を以てせむことを希望し、



(イ) 東亞及印度の地域に於ける全局の平和を確保すること。

(ロ) 清帝國の獨立及領土保全、並に清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし、以て清國に於ける共通利益を維持すること。

(ハ) 東亞及印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し、並に該地域に於ける兩締盟國の特殊利益を防護すること。

を目的とせる、左の各條を約定せり。

第一條 日本國又は大不列顛國に於て、本協約前文に記述せる權利及利息の中、何れか危殆に迫るものあるを認むるときは、兩國政府は相互に充分且隔意なく通告し、其の侵迫せられたる權利、又は利益を擁護せむが爲に、執るべき措置を協同に考量すべし。

第二條 兩締盟國の一方が挑發することなくして、一國若くは數國より攻撃を受けたるに因り、又は一國若くは數國の侵略的行動に因り、該締盟國に於て本協約前文に記述せる其の領土權、又は特殊利益を防護せむが爲、交戦するに至りたるるときは、前記の攻撃、又は侵略的行動が何れの地に於て發生するを問はず、他の一方の締盟國は、直に來りて其の同盟國に援助を與へ、協同戦闘に當るべし。其媾和も亦、雙方合意の上にて之を爲すべし。

第三條 日本國は韓國に於て政治上、軍事上、及經濟上の卓絶なる利益を有するを以て、大不列顛國は日本國が該利益を擁護増進せむが爲、正當、且必要と認むる指導、監理、及び保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認す。但し該措置は、常に列國の商工業に對する機會均等主義に反せざることを要す。

#### 第四條

大不列顛國は、印度國境の安全に繋る一切の事項に關し、特殊利益を有するを以て日本國は前記國境の附近に於て、大不列顛國が其の印度領地を擁護せむが爲、必要と認むる措置を執るの權利を承諾す。

△再次の日英同盟約は、東亞及印度の地域に於ける全局の平和を確保すへき大主義を以て同盟の目的と爲せば協約の極東に於ける現状及び全局平和の維持を主とするに比し、地域著く廣さを加ふ。而も舊協約の如く、韓國の獨立、及領土保全に關し、記する所なき所以は、日韓の關係的地位に、至大の變更ありしことを認めたるに因る。而して國際法學者の解説に因れば、「英領印度が他國に脅かされたる場合に、日本の負擔すべき任務とは、蓋し東方に於ける露西亞の領土を攻撃し以て牽制を爲すにあるべし」といへり。

#### (廿三) 機會均等主義

機會均等主義の語は極東に關する列國交渉事件に付最近年間盛に使用せられたる新術語なり。其の始めて我公文書中に見られたるは實に明治三十八年八月十二日倫敦に於て調印せられたる東亞及印度に關する日英協約に在り。協約前文中該協約締結の目的の一は「清帝國の獨立及領土保全並に清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし以て清國に於ける列國の共通利益を維持すること」に在ることを明言したること及同協約第三條に於て日本國が韓國に於て指導、監理及保護の措置を執るの權利は英國の承認する所なる旨を規定したる後「但し該措置は常に列國の商工業に對する機會均等主義に反せざることとを要す」との但書を加へたること即是なり。尋で日露講和條約は其第三條第一項に於て日

露兩國が滿州の撤兵及還付を同時に行ふべき旨を明定したると同時に第二項として「露西亞帝國政府は清國の主權を侵害し又機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的若は專屬的讓與を滿州に於て有せざる事を聲明す」の規定を掲げたり。越えて明治四十年六月十日巴里に於て調印せられたる日佛協約の前文には「日本國及佛蘭西共和政府は清國の獨立及領土保全並に清國に於て各國の商業、臣民又は人民に對する均等待遇の主義を尊重する事に同意なるに依り」云々とあり。同年七月三十日聖彼得堡に於て調印せる日露協約の第二條には「兩締約國は清帝國の獨立及領土保全並に同國に於ける列國商工業の機會均等主義を承認し」云々の明文あり。同協約第一條に於て日露兩國が相互に其の清國より獲得せる權利を尊重する旨を明言するに當りても右兩國が相互に尊重すべき對手國の權利は機會均等の主義に反せざる性質のものに限るの注意規定あり。降りて明治四十一年十一月三十日附を以て日米兩國政府間に交換せられたる外交文書中にも、兩國政府の政策は清國に於ける商工業の機會均等主義の擁護を目的とすること(綱領第二)及兩國政府は其權内に屬する一切の平和手段に依り、清國の獨立及領土保全並に同帝國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を支持し、以て清國に於ける列國の共通利益を保存するの決意を有すること(綱領第四)を明言せるを見る。此の如く機會均等主義の語は極東に關する列國交渉事件に付數次反復せられたる近來の流行語なれども其内容の如何に付ては學者の見解必ずしも全く一に歸せず、又何れの政府も同主義の眞義を明確に闡明したるものあるに非ずと雖も、其大體の觀念に至りては略々自ら一定する所あるに似たり。

機會均等主義の大體の觀念を會得せむが爲には先づ清國に關する所謂門戶開放政策の意義及其の成立由來を明白ならしむることを要す。所謂門戶開放の政策は前世紀の終末より今世紀の初年に亘り米合衆國の盛に首唱したる所に係り數年ならずして列強諸政府の承認を経るに至りたるものなり。其由來を案するに歐洲列強の政府は千八百九十八、九年の交相競ひて清國內に立脚地點を求め或は所謂租借の名義の下に清國領土の一部を占據せむとし、或は又所謂利益圈を劃定し其區域内に自國の利權を樹立せむことを企てたるの事實あり。獨逸が山東省の一角たる膠州灣及附近一帯の地を租借したる後間もなく露國が旅順及大連に根據地を設爲せむが爲二十五年の期間を定めて關東州租借の權を收めたること及英國が之に對抗せん爲威海衛の租借を決定したる如き其の最較著なるものとす。是等歐洲諸國が占據したる清國各地方に於ては自ら他國人の商工業經營を沮害し自國専ら其利益を壟斷せむとするの虞なるに非ざりしなるべし。是れ米合衆國の極東貿易に對する最大の打撃に外ならざれば、同國政府の最も堪へ難しとする所なり。されば、米國政府が卒先して所謂門戶開放機會均等の主義を主張するに至りしは、即前記諸地方に於て合衆國人民及其貿易に對し區別的待遇を施すことなからしめんとするの趣意に外ならず。是より先米國大統領マツキンレーの千八百九十八年の敎書に於て清國經濟事情を調査せしめ以て合衆國の原料品及製造品に對する販路擴張の便否を報告せしめむが爲調査委員會を設置するの經費を要求する所あり。翌千八百九十九年九月に至り國務長官ヘイは英、獨、露諸國駐劄の米國大使に訓令し、任國政府に於て其の清國所領に付門戶開放の政策を公式に宣言せんことを要求せし

めたり。此の如く米國政府より歐州列強の保障を要求せし門戶開放政策の内容は主として次の三點に存す。一、歐州列強の清國に於ける所謂利益圈又は租借領域の區域内に存する條約港又は既得の利益に對しては列強政府決して之を關涉するなかるべきこと二、所謂利益圈内に存する開港にして自由港に非ざる限り、右諸港に於て船積又は陸揚する凡ての商品は、其所有者の國籍如何を問はず、其の當時の清國關稅率を適用せらるべく又右の關稅は清國政府に於て之を徵收すべきこと。三、前記圈内の港灣に出入する他國船舶に對しては、自國船舶に付徵收すべきものより多額の港稅を賦課することなかるべく、又右圈内に敷設經營せる鐵道に由り該區域を通過する他國人所有の貨物に付ては、自國人所屬の同種商品にして同一の距離を運送するものより多額の鐵道運賃を取立つることなかるべき旨を承認すること是なり。右米國政府の提議は先づ英國の肯諾する所と爲り、尋で露獨兩國政府の承諾を経るに至り。同一趣旨の提議は英獨露三國の外、東亞の市場に至大の關係を有する日本、佛蘭西、伊太利の三ヶ國政府にも提出せられたる上、其の快諾を得たるが故に翌千九百年三月に於ては關係諸國政府の宣言は最終且確定のものと看做さるゝに至りたるものなり。

上記の由來を以て其成立を見るに至りたる門戶開放の政策は即ち別國の對清商工業經營に付區別的待遇を爲さざるの義に外ならずして所謂列國の商工業に對する機會の均等を保障するものなり。或は門戶開放と曰ひ或は機會均等と曰ひ、其の名異なりと雖も其實は一なるものと解するを正當とす。二者其内容を異にすることなきに拘らず別箇の名稱を有する

所以は他なし、單に觀察の方面を異にするが爲なり。即租借國又は利益圈劃定國の方面より觀察すれば別國の商工業經營を拒絶することなき公開政策なるが故に形容して之を門戶の開放と呼ぶなり。而して同一の現象を別國商工業經營者の方面より觀察すれば、租借國又は利益圈劃定國の臣民又は人民の待遇に均霑するの謂に外ならざるが故に機會均等の名あるも亦決して偶然に非ざるを知るべし。學者或は機會均等の主義と門戶開放の政策とは全く異なる別箇の觀念なるが如く説明するものあり（外交時報第十卷第三號所載有賀博士論文參照）と雖も此の見解に依る時は機會均等主義の何たるやは殆んど捕捉すべからざるに至るの弊あるのみならず東亞に關する前顯各種の協約は何が故に意義不定なる機會の均等を約するのみにして却つて明確なる門戶開放の觀念を度外視せるやの疑問を解釋すること能はざるの結果に逢着せざるを得ず。別箇觀念説の支持すべからざること又多言を要せざるに似たり。門戶開放の政策と機會均等の主義とが異名同物なること右に述ぶるが如しとせば所謂機會均等主義の内容は何ぞやの問題に對する解答としては直に上述へい協約の三綱領を擧示することを得。要するに機會均等の主義は抽象的に之を説明して別國人の商工業經營に對する區別的待遇の禁止なりと曰ふを得べく又之を具體的に説明して他國人に屬する既得利益の尊重並に關稅率及鐵道運賃の均一等を擧示することを得べきなり。

#### (廿四) 協 商 (協商に就きて)

(一) 其意義十九世紀末より二十世紀に入りて國際間に於ける國民的競争の結果世界の各方面殊に東亞に於て列國の勢力の衝突を免れず。此の勢力の衝突の地點につき數國互に妥協

し、各其範圍勢圖を定めて相侵さず以て調攝を謀るの風潮漸く盛ならむとす。此の風潮の著しき發現を所謂協商となす。假りて其定議を下さば特定の地方又は特定の事項に關する二國又は數國の勢力の調和關係にして、消極的に不相侵の妥協に止るものを協商といふ。以下之を詳説分析して其意義を明にせむ。

(一) 協商は國際的親和關係の一種なり國際間に於ける各國の親交の關係種々あり。同盟の如きは最親密なる關係にして協商も亦此の關係の一種なり此等の關係の成立するに當り必ずや一種の約定をなす此の約定は即協約にして協商は妥協的關係其のものを指す此故に協約の結果が協商にして協商は協約たり。故に其の約定が如何なる形式によるも之によりて生ずる關係が妥協にあれば即協商なり例へば日米協商(千九百〇九年)は外交文書の交換により、日韓協商は覺書の調印により、日露協商(千九百〇七年)は協約の締結により佛伊協商の如きは世に公にせられざる默契によるが如し。されば此等の取極、協約(形式的意義)、宣言、覺書等は協商を決定する約定の形式して即ち實質的意義に於ける協約たら。協商は此の協約によりて生ずる國際的關係なり(協約の項參照)

(二) 協商は特定の地方又は特定の事項に關する特別の關係なり。現時文明各國は一般に交通自由修好の原則に遵ひ、通商航海條約を締結して互に和親睦の關係にあり。此の一般の交通に關する一般の關係を離れて特定の地方特定の事項に關し格段の利害を有する國獨特に相約して特種の妥協關係を形成する時之を協商といふ。是れ協商が一般の和陸と異なる點なり。例へば波斯、西藏に關して英露協商あり地中海に關して佛伊協商あり、清國に關して

日佛、日露、日米の協商あるが如きはなり

(四) 協商は勢力又は利害の相衝突する虞ある國家間の妥協的關係なり、同盟は利害相一致する國家間に成立し、協商は利害却て相反する國定間に存す。同盟は數國が協同して共國の敵に對抗するを目的とする結合關係なり、協商は共同の敵なく相互に衝突を避け和好を維持せんとする妥協關係なり。前者は第三者に對抗を目的とし、後者は相互の讓歩を目的とす二者の異なる所實に茲に存す。

(五) 協商は積極的行動を目的とするものにあらずして消極的調和を目的とす既述の如く同盟は二國間の親密なる關係を作るに止らず、其結合關係を利用し共同の勢力を藉りて第三者に對抗する爲に進んで積極的行動を採るを目的とす。之に反して協商は單に二國間の調和親好を期するに止り、進んで第三者に對抗して共同行爲を執るにあらず、互に其の勢圖を守り衝突を避け調和を支持するに止まるのみ。此の故に極言すれば同盟は共同的積極行爲(作爲)を目的とし、協商は相互的消極行爲(不作爲)を目的とするものといふべし。

(六) 其現況以上述べたるが如き和協的關係現時歐洲に北亞弗利加に、東亞に列強の間に頻頻として成立し殆んど二十世紀の外交の特色たるの感あり。各種の協商は各國を連絡し各國を拘束し全く協商の錯雜なる綱羅によりて現時の平和關係は維持せらるゝの觀あり。翻て十九世紀の外交を見るに、革命は獨立に歐洲の地圖は全く戰爭によりて一變し、各國各其民族を糾合して其組織を固め、其勢力關係はこゝに權力平衡を要し之が平を衝保つに同盟を以てせり。正に獨澳伊の三國同盟と露佛同盟と相對し、英國の孤立は其安全辨となりて以

て平和を維持したり。然るに二十世紀に入りて列強各々其本土に平和を保つと共に外に其勢力を擴張せんとし、西に東に其領土其勢力範圍を獲得するに汲汲たり。亞弗利加に中央亞細亞に極東に各國の膨脹主義帝國主義は勢ひ衝突を免れず、こゝに於て此の調和の爲めに平和の維持の爲に列強の間に切りに協約締結せられ、協商によりて、こゝに平和ありといふべし。若し十九世紀後半を同盟時代といふべくんば二十世紀の初葉は正に協商時代といふを得べし。學者近世外交史の時期を各時代の政治的思想によりて分ち、第一期を正統主義の時代とし、第二期を國民主義の時代とし、第三期を帝國主義の時代とせり。我が輩は此の政治思想に伴ふ實行方法調和手段即ち此等の主義の客觀的發現方法にも各時代各其特色ありと思考す。従つて近世外交史の研究は寧ろ其時代の特色を主觀客觀の二面、即ち理想と手段の二者より觀察して四期に分たんとす。

(第一期)は所謂正統主義の時代にして維納會議後歐洲の現状維持の爲神聖同盟、即ち列國協調が實行方法として活動せり。

(第二期)は即ち國民主義の時代にして伊太利の統一に始まり、之が實行方法として獨立戰爭各處に行はれ依りて歐洲の地圖を一變せしめたり。

(第三期)は即ち列國競爭時代にして各國其の内部の組織成り、國力充實してこゝに競争起り權力の平衡を失はんとする虞を生じ、茲に同盟相對峙して平和を維持したり。換言すれば列國競爭の調攝方法として同盟時代を生じたり。

(第四期)は即ち充實せる國力の伸張を殖民地に求め經濟上の勢力扶植に求め謂帝國主義の

時代となれり。而して之が調攝方法として協商時代を作れり。

(三) 其由來此の如く近時協商の成立頻繁にして殆ど協商時代を形成するの勢をなす所以何處にあるか、予輩少しく協商の起因由來を説かむに

(第一) 帝國主義の勃興はの其起因たり、蓋し國民主義の勃興によりて内部の組織成れる列國は、其充實せる國力の發展の爲め殖民地の獲得及び勢力範圍の確立に力むるは自然の勢なり。即ち未開の地たる東亞、中亞、亞弗利加は此等列強の帝國主義の實現地として勢力接觸利害衝突の場所となり、列國の衝突終に激して一方を吞併するか否らざれば之を調攝せざるべからず、協商は此必要に應じて生る。(第二) 戦費の激増近時兵器の著しき發達と戦術の進歩とは戦争の惨害を甚しくし、戦争の爲めに要する費用は非常に増加し、戦争に勝つも尙財政に倒る、状態となれり。昔日の戦争に比し南亞戦争日露戦役の財を糜する巨額なるに見れば、戦争は勝敗共に破産の悲境に陥るを免れずこゝに於て勢力の衝突利害の反対も之を進めて戦争に至らしむるは互に慎み避くる所となれり。茲に於て戦争よりは寧ろ妥協によりて勢力の接觸を避けんとするの要あり、協商は此の衝突を調和するが爲に起れり。(第三) 經濟力充實の必要現時の競争は兵力の争たるよりは財力の争にあり、帝國主義必竟國民經濟の發展にあり、領土の獲得權力の膨脹も財力なくんば其要を失す、従つて徒らに衝突し力を角するよりは寧ろ其の既得の地を守りて財力を充實し、進んで經濟上の競争を世界の市場に試むるに若かず、即ち權力の相接觸するあらば之が衝突を避け互に限界を定め各其の範圍に經濟力を扶殖するに若かず、こゝに於てか政治上の衝突の調和たる協商は經

濟力充實の保障手段となり益々協商の必要を生じたり。

(卅五) 協約

協約なる語の本邦に於ける用例一ならず、或は條約締結に用ふる文書の一形式を指す場合即ち形式的意義に用ひらるゝことあり或は外交上の用語として二國又は數國間の妥協的關係を構成する約定を其形式の如何に拘はらず協約と稱し、即ち實質的意義に用ひらる場合とあり。且形式的意義に用ひらるゝ場合に於ても(第一)條約の一形式たるコンベンションの譯語として用ひらるゝことあり例へば千九百七年の日露漁業協約の如し。(第二)所謂アレシメントの譯語として用ひらるゝことあり例へば清國保全に關する日佛協約の如し而して(第三)所謂實質的意義に於ける協約とは例へば太平洋に關する日米協約が其形式は覺書の交換たる猶協約と稱するが如し此故に予輩は以下此の三用例に従ひ各其意義を明にせんとす。一、約式的意義に於ける協約抑々二國或は數國の合意たる條約の意思表示は其形式一ならず或は文書を以てし或は口頭を以てし或は符號信號を以てするも苟も當時國の意思の合致を表現せば即ち條約として成立すべく之が形式の差異あるによりて其効力を異にせず古に在ては單に兩國元首の口頭約束によりて協約成立せし事あり例へば千六百九十七年露國の得彼大帝とプランドンアルグ侯フレデリック三世の間に締結せられたるヒーローの同盟條約の如し今日に於ても信號を用ひて一種の條約をなすことあり戰時兩軍一時休闘を約するに兩軍白旗を掲げて合意を表すが如きは是なり而れども今日に在つては概ね嚴格なる手續と特定の形式を備ふる文書を以て之を締結す而かも其文書の式繁簡多種にして其何れ

を執るかは當事者の自由にして以上何れの方法を以て表現するも國際法上共に當事國の遵守すべきものにして其拘束力に異るなし、然れども最正式にして且最普通なる條約は批准を要し且大體前文本文末文の三部に分たる前文は全權委任の關係を明にし條約締結の理由を述べざるを常とし末文は條約の實質内容たるべき條項を列記し本文は實施期批准期等附随事項を定め記名調印せる部分を云ふ。此の如き正式條約書式をツリチー又はコンベンションといふ一、コンベンションの譯語としての協約前陳正式の條約書式の二體様たるツリチーとコンベンションとは我邦に於ては之を條約及協定と譯して區別せり。而れども其區別點に至ては古來の用例及學者の見解一ならず甚明晰を缺く或は之を全然書式上の區別なりとし或は其規定する内容の輕重の差異によりて區別するものありフリードリッヒ、フオンマルテンスの如きは條約と協約の區別は書式の單純なる相違にありとし前文中「神聖なる三位一體の下に」又は「最上權力者たる神の名に於て」等宗教的壯嚴なる辭令を用ふるものを條約といひかゝる辭令を挿むことなく前文に於て直に條約締結の理由に説及し多少略式なる書式を協約といふカルヴオーの如きは此の區別を規定する内容の輕重の差異にありとし條約の事項が一般的なるか又は重要なるものは條約といひ例へば通商航海條約、同盟條約、媾和條約の如く之に反して其事項が特定のにして比較的重要なならざる社會的事實に關するものは之を協約といふ。例へば漁業、郵便、工業所有權、著作權等に關する條約の如し此區別は頗る漠然たるものあれども我國の用例も亦此區別に基くもあり例へば明治四十年の日露漁業協約明治卅八年著作權保護に關する日米協約のごとき是なり而れども此區別

は不明晰なるのみならず國際法上何等の價值あるを見ず。現に郵便に關する條約の如き却て協約といはずして條約といひ且我邦の譯語亦一定せず同一のコンベンションを或は協約といひ或は條約といへり。例へば同じく工業所有權の保護に關するコンベンションにして三十八年の日米條約は協約といひ四十一年の清國に於ける互相保護條約は條約と譯せり思ふに二者の差は他の取極、宣言、議定書と異なる程の相違なく全く形式上及實際上之を同一視し共に條約と譯するを妥當と信ず

我外務省の用例は即ち近時此の主義によるものゝ如し。二、アレシメントの譯語としての協約條約の書式がツリナー及コンベンションの如く全權委任の手續及壯嚴なる辭令を用ひず頗る簡單なる形式により、且批准を用ひざるものを通常(普通)アレシメント(普通)アレシメントといふ甚しきは前文を用ひざることあり、我國に於ては或は取極といひ或は協定といひ(例へば千九百〇貳年)清國輸入税目改訂に關する協定或は協定といひ(例へば千九百〇五年)黃浦江水路改良に關する約定種々の譯語を用ひしが近時一般に之を協約と譯する用例一定せるものゝ如し。例へば明治四十年「新奉及吉長鐵道」に關する協約一九〇七年「日佛協約」同年「日露協約」千九百五年東亞及印度に關する「日英協約」三十七年八月及三十八年十一月の「日韓協約」の如き是なり。予輩は我國の用例としては國際慣例上批准を用ひず。調印のみにて効力を生ずる略式條約たるアレシメントの意義に於ける協約なる用語は、最適當にして以て條約と形式上の區別を明にするの効わりと信ず茲に此の形式を示す爲日露協約の全文を掲げて參考に供せむ。

日本國皇帝陛下の政府及露西亞國皇帝陛下の政府幸に日本國及露西亞國間に回復せられたる平和及善隣の關係を鞏固ならしめむことを希望し且將來兩帝國の關係に於ける一切誤解の原因を除去せむことを欲し左の條款を協定せり。(以上前分)

第一條 締約國の一方は他の一方の現在に於ける領土保全を尊重することを約す。又締約國間に懸本を交換せる締約國と清國との現行諸條約及契約より生ずる一切の權利(但機會均等主義に反せざる權利に限る)竝に一千九百五年九月五日即ち、露曆八月二十三日ポウツマスに於て調印せられたる條約及日本國と露西亞國との間に締結せられたる諸特殊條約より生ずる一切の權利は互に之を尊重することを約す。

第二條 兩締約國は清帝國の獨立及領土保全竝に同國に於ける列國商工業の機會均等主義を承認し且自國の執り得べき一切の平和的手段に依り現状の存續及前記主義の確立を擁護支持することを約す。(以上本文)

右證據として下名は各其政府より正當の委任を受け之に記名調印するものなり明治四十年九月三十日即露曆一千九百七年七月十七日聖彼得堡に於て本書を作る(末文批准に關する定なきに注意せよ)

木野一郎(自署)

イスツオルスキー(自署)

實質的意義に於ける協約形式的意義に於ける協約は専ら國際法上及慣例上の用語の意義を説明したり此用例を離れて著書及新聞雜誌上に於ては外交上の用語として協約と稱せらる

もの多し即二國又は數國が相互の政治上及經濟上の勢力利害の衝突を避る爲妥協的關係(所謂協商)を作るに當り各種の形式によりて協定す此の協定を一般に協約といふなり。換言すれば協商と稱する一種の外交關係を定むることを目的とする協定は凡て協約なり其協定の形式は所謂形式的意義に於ける協約を用いることあり千九百七年の日佛協約日露協約千九百九年の滿州に於ける日清協約の如き是なり。或は純正の條約によるものあり千九百七年の英露協約の如し或は單に外交文書の交換によるものあり明治四十二年の日米協約の如し斯くの如く其形式は異り或は批准を要し或は之を要せざるも苟も其協定の内容が外交上の妥協關係即ち協商を形成するを目的とせば、廣く之を協約と稱す此の意義に於ては屢々其目的たる協商と混合して協商又は協約と稱せらる然れども予は目的と法律行為目録と區別し協商は關係なり協約は約定なりと云はんと欲す(協商項參照)

信 玄 の 家 訓……(信玄家法)

參 禪 可 嗜 事 佛 神 可 信 事

北條早雲廿一ヶ條

第一條は佛神を信じ申へき事。第五條は拜々をする事身のをこなひなり。只心と直にやはらかに持ち、正直憲法にして、上たるをば敬ひ、下たるをばあはれみ、あるをばあるとし、なきをばなきとし、ありのまゝなる心持、佛意冥慮にもかなふと見え、又たとひいのらずとも、此心持あらば、神明の加護あるべし。いのるども心まがらば、天道にはなされ申さんことつゝしむべし。

長曾我部元親百ヶ條

第一條 諸社神事の祭禮等は、先年より相定めしが如く、退轉あるべからず。

第二條 諸寺勤行の事等は有り來りの如く、懈怠あるべからず。竝に寺家の造營は其寺領を以て修補すべし事

加藤清正の軍旗………信仰心

其の軍旗に、佛號を記せり。

武田信玄家法中の忠誠

第一條 屋形様に對し奉りては、盡未來逆意あるべからざる事

第二條には戰場に於ては、聊か未練を爲すべからざる事

鳥居元忠の嫡子に贈れる書中の忠誠

「我公の御家風は、守る所の城を明けて、難を逃れ、命を惜み、敵に弱味を見せぬ物ぞと、御家人衆にも覺悟させ、天下の士に、義を進る手始とならんと存する所なり。左なき所にてすら、耻を知る士の、死を通る、道はなし。況んや、主君の爲に、命を投ずる事常の法なり、平生儲ふる所にて箇様の時節出合ふ事、心わる人には、羨敷かるべし。貴殿能心得らるべき云々」とあり。

黒田如水豊前入國の制法

第一條 主人親父に背く者は、罪科に行ふべしこと

貞永式目の信仰心



第一條に「神は人の敬するに依て威を増し、人は神の徳に依て運を添ふ、然らば即ち、恒例の祭祀、陵夷を致さず、如在の神莫は、怠慢ならしむること莫れ、茲に因て關東御分の國々、并に、庄園に於ては、地頭神王等、各其趣を存し、精誠を致すべし、兼て又有對の社に至りては、代々の符に任せ、小帳の時、且く修理を加へ、若し大帳するに及ばず、子細を言上せしめ、其左右に隨て、其沙汰あるべし」

第二條に「寺社異りといへども、崇敬は是れ同じ、仍て修理の功、恒例の勤は、宜しく先條に準じて後勸を招くこと莫るへし、但し恣に寺用を貪りて、其の役を勤めざる輩あるに於ては、早く彼の職を改易せしむへし。」

貞永式目の終末に於ける敬神

「若し一事なりとも曲折を存し、違はしめば、梵天帝釋四大天王、惣しては、日本國中六十餘州の大小神祇殊に伊豆函根兩所の權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在、天神部類眷屬神罰冥罰各能り蒙むるへきもの也、仍て起請件の如し。」とあるが如き、伊勢神宮に對して、神領を奉れるのみならず、凡そ吾朝六十餘州は、立錫の地といへども、伊勢大神宮の御領ならぬ所あるへからずと分したるが如き又以て其の精神思潮を知るに足らん。

大正五年一月一日印刷  
大正五年一月八日發行

愛媛縣女子師範學校附屬小學校

編輯兼發行人 中野 八十八

愛媛縣温泉郡三津濱町大字三穗町六十番地

印刷人 名田 司馬 三

愛媛縣温泉郡三津濱町大字三穗町六十番地

印刷所 名田 活版所

( 品 賣 非 )

12

263.6
31

終

